

Weekly Report

第 790 号

令和7年3月31日

4月(又は本年分)から改正される主な税制

成立した令和7年度税制改正により本年4月(又は本年分)から始まる主な税制は以下のとおりです。

◎基礎控除及び給与所得控除の引上げ……本年分から所得税の基礎控除を58万円(合計所得金額2350万円以下の場合)に引上げた上で、給与収入850万円以下の方は控除額を上乗せし、①給与収入200万円以下は95万円、②475万円以下は88万円、③665万円以下は68万円、④850万円以下は63万円とします(②～④は2年間の時限措置)。また、給与所得控除の最低保障額を65万円に引上げます。

◎特定親族特別控除の創設……本年分から扶養控除の対象となる親族の所得要件は合計所得金額58万円以下(給与収入123万円相当)となりますが、19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額が58万円超123万円以下(同188万円相当)の場合でも控除が受けられる「特定親族特別控除」を創設します。

◎NISAにおけるETFの買付方法の見直し……つみたて投資枠におけるETFの定額買付について、最低取引単位を1万円以下に引上げます。

◎事業承継税制の役員就任要件等の見直し……法人版の特例措置を適用して非上場株式等を贈与する場合の後継者の役員就任要件を「贈与の直前に役員等であること」に見直します(個人版も同様の見直し)。

◎中小企業経営強化税制の見直し……生産性向上設備(A類型)及び収益力強化設備(B類型)の指標を見直すとともに、B類型に売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を創設します。

◎先端設備導入に係る固定資産税の軽減措置の見直し……先端設備等導入計画に1.5%以上の賃上げ方針を位置付けることを要件に加えます。

所得税と住民税で大きく乖離する年収の壁

税制上の年収の壁として、所得税が課税される「103万円の壁」と個人住民税が課税される「100万円の壁」がありましたが、令和7年度税制改正では「103万円の壁」を見直すため、所得税の基礎控除と給与所得控除の最低保障額を引上げて、所得税の課税最低限が160万円(給与収入200万円以下の基礎控除95万円+給与所得控除65万円)となりました。

一方で個人住民税については、給与所得控除の最低保障額を所得税と同様に10万円引上げますが、基礎控除の引上げは行われなかったため年収の壁は「110万円の壁」となり、所得税の年収の壁と大きく乖離することになります。

★★★ 4月のチェックポイント ★★★

- ※協会けんぽの都道府県ごとの健康保険料率は3月分(4月納付分)から改定となり、全国一律の介護保険料率は1.59%に引下げとなります。
- ※令和7年度の雇用保険料率は0.1%引下げとなり一般事業は1.45%(事業主0.9%、労働者0.55%)となります(労災保険率は変更なし)。
- ※所得税の確定申告で振替納税をご利用の方は、所得税は4月23日(水)、個人消費税は4月30日(水)が振替日です(預金残高の確認を)。
- ※6日～15日は「春の全国交通安全運動」です。